

公立病院が多くを担ってきた救急やへき地医療などに積極的に取り組む民間の「社会医療法人」が、医師不足などで崩壊が危ぐされる地域医療再生の「切り札」として注目されている。同法人は全国で次々に誕生し、岡山県内では哲西町診療所（新見市哲西町矢田）が唯一認定され、同様の方向を目指す医療機関も現れつつある。（内田圭助）

岡山県西北端に近い山あいにある新見市哲西支局。同じ建物に入る哲西町診療所は3月、県内初の診療所としては全国でも初めての社会医療法人となった。

診療所のある旧哲西町は2000年から「無医町」状態だったが、多くの町民の要望で01年に同診療所が開所。合併による閉鎖などを考慮し、同町が全額出資する医療法人・哲西会が運営してきた。「純粹な公立ではないが、医療に対する理念は同じ。移行は自然の流れだった」と佐藤勝所長は言う。

週4日超の診療などが要件となる「へき地」として認定された。常勤は佐藤所長のみだが、平日の午前と午後診療し、救患には夜間・休日も24時間対応。「いつで

# 増える社会医療法人

「へき地」分野で社会医療法人に認定された哲西町診療所で24時間診療に当たっている佐藤所長（右）



## 救急やへき地 民間活用

も何でもきちんと診る。今後も頼られる診療所でありたい」と佐藤所長は言う。

社会医療法人制度は、民間医療機関に「不人気」な不採算部門を担う公立病院の深刻な赤字経営を背景に創設された。全国の公立病院は約1000施設あり、国によると、07年度決算では4分の3の病院が赤字という。

国は07年、公立病院に効率経営を促す「改革ガイドライン」を策定。08年度末までに大半の病院が改革プランを立てたが、自治体か

らの出向職員の人件費などがネックとなり、改革は進んでいない。

都市部への偏在で中山間地域では医師が不足、使命を果たせない公立病院が増えているが、救急などは地域にとつて欠かせない医療であり、「民間の力を最大限に活用し、再生させたい」と厚生労働省医政局指導課は制度創設の狙いを話す。

今日1日現在、全国で認定された社会医療法人は61。大阪府の8カ所が最も多く、北海道の4カ所が続く。

社会医療法人は固定資産税や法人税が非課税になるといったメリット

## 地域再生の切り札に

岡山県内  
新見市1カ所

**ズーム** 社会医療法人 公立病院などが取り組む救急、へき地医療を民間の医療機関に積極的に担ってもらう狙いで2006年に新設された。「救急」「災害」「へき地」「周産期」「小児救急」の分野で基準以上の実績があることなどを要件に知事が認定する。多くが不採算部門のため、法人税などで優遇措置があるが、役員同族性の排除、解散時の残余財産は国や自治体へ帰属することなどが義務付けられる。

がある反面、認定要件は厳しい。「救急」の要件を満たすには、初診料を徴収した患者のうち、時間外の受け入れが20%以上でなければならぬなど、中小病院には「どの分野もハードルが高い」（県施設指導課）。医療関係者からは要件緩和を望む声も挙がるが「当面は制度を見直す予定はない」（厚労省指導課）という。

このような状況の中、金田病院（真庭市西原）は10月に「救急」で県に認定申請する。「当院は特定医療法人で、もともと公的な色合いが濃い。真庭、新見圏域の救急を守るために決めた」と金田道弘院長は言い、制度を活用して経営基盤を安定させ、質の高い医療の提供を目指すという。

これに対し、県施設指導課は「優遇策はあるが、同時に病院の担う責務は格段に重くなることを踏まえ、地域医療の発展に尽くしてほしい」としている。